



川口市

おくやみハンドブック

(死亡届に伴う手続きのご案内)

貴家におかれましては、このたびのご不幸に謹んでお悔やみ申し上げます。

市役所での手続きについてご案内いたします。

必要なものをご確認のうえ、担当窓口へお越しください。

不明点等がございましたら、事前に各担当課へお問い合わせください。

(平日8時30分から17時15分)

【目次】

	頁
☐ 住民登録、年金	2
☐ 国民健康保険	3
☐ 後期高齢者医療保険、介護保険	4
☐ 障害福祉、高齢者自立支援	5
☐ 市営住宅、税金（固定資産税・個人市県民税・納税全般）	6
☐ 子ども	9
☐ 水道、浄化槽、農地	10
☐ 緑地、区画整理、原動機付自転車	11
☐ 飼い犬、文化財、図書館	12
☐ （付録）施設案内	13
☐ （付録）市役所以外で行う主な手続き	16

必要なお手続きについては川口市のホームページからお調べいただけます。

「川口市 手続きガイド」で検索、または、右記二次元コードからアクセスしてください。

※通信費・パケット代は利用者のご負担となります。



住民登録						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	世帯主の変更	お亡くなりになられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、同一世帯の方は新しい世帯主を誰にするかの手続きが必要です。	届出人の本人確認資料 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) 代理人が届出の場合は委任状(任意の様式)	窓口のみ	速やかに
税金や保険金等の手続きでマイナンバーの提示を求められる場合があります。マイナンバーカード（個人番号カード）は各種手続きが終わるまで保管してください。なお、返納の必要はありません。						

お問い合わせ先

市民課 048-258-7923

第一本庁舎3階

各支所

芝支所	048-265-1166	東川口駅前行政センター	048-295-1807
新郷支所	048-281-0142	鳩ヶ谷支所	048-280-1200
神根支所	048-281-0931	川口駅前行政センター	048-227-7600
安行支所	048-295-1801	※各駅前行政センターのみ開庁時間が異なります。 (平日8時30分～20時00分 土日祝日8時30分～17時)	

年金						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	国民年金	国民年金に加入されていた、もしくは国民年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口のみ	速やかに

お問い合わせ先

浦和年金事務所 …年金全般

048-831-1638（代表）／さいたま市浦和区北浦和5-5-1

ねんきんサテライト川口（浦和年金事務所川口分室） …年金全般（窓口対応のみ ※要予約）

0570-05-4890（予約専用電話）／川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

国民年金課 …国民年金のみ加入・受給していた方

048-259-7667（給付係）／第一本庁舎3階

国民健康保険						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	国民健康保険の脱退	川口市国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、世帯主、同一世帯の方、または代理の方の届出が必要です。	保険証 届出人の本人確認資料 (マイナンバーカード またはマイナンバーが わかるものと官公署発 行の顔写真付証明書) ※ 1	窓口のみ	14日以内
☐	☐	国民健康保険の世帯主変更	川口市国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主がお亡くなりになられた場合、同一世帯の方(新しい世帯主)、または代理の方の届出が必要です。	保険証 届出人の本人確認資料 (マイナンバーカード またはマイナンバーが わかるものと官公署発 行の顔写真付証明書) ※ 2	窓口のみ	14日以内
☐	☐	葬祭費	川口市国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対して5万円が支給されます。	死亡者の保険証 会葬礼状または葬儀費 用の領収書の原本 喪主の口座情報がわか るもの	窓口のみ	葬祭を行っ た日の翌日 から2年以 内
☐	☐	医療費等の相続手続き(世帯主がお亡くなりになられた場合)	高額療養費や療養費等の支給を受ける前に世帯主がお亡くなりになられた場合、相続人が代わりに支給を受ける手続きが必要です。	・相続人を届出る手続き ※ 3 相続人の口座情報がわか るもの 戸籍謄本等 ・手続きによって必要書 類が異なりますので、詳 しくはお問い合わせくだ さい。	窓口のみ	起算日より おおむね2 年
※ 1 単身世帯の方がお亡くなりになられた場合を除き、代理人が申請の場合は委任状(任意の様式)が必要です。 ※ 2 代理人が申請の場合は委任状(任意の様式)が必要です。 ※ 3 相続人あてに通知ができるようになりますので、早めの届出が望ましいです。						

お問い合わせ先

国民健康保険課 第一本庁舎 3 階

国民健康保険の脱退・世帯主変更について 048-259-7669

葬祭費・医療費等の相続手続き(世帯主がお亡くなりになられた場合)について 048-259-7670

後期高齢者医療保険

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	葬祭費の支給申請	被保険者がお亡くなりになられた場合、申請により、その葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。	死亡者の保険証 会葬礼状または葬儀の領収書原本 喪主の印鑑 喪主の振込先口座がわかるもの	窓口	起算日より 2年以内
☐	☐	相続人口座登録	生前にかかった医療費が自己負担額を超えた際に発生する高額療養費の振込先を相続人口座に変更するもの。（必須ではありません）	相続人の振込先口座がわかるもの 相続人であることの証明	窓口	
・振込先口座については通帳等をご準備ください。 ・印鑑は朱肉を使うものをご持参ください。 ・葬儀の領収書（原本）は喪主宛のものをご準備ください。						

お問い合わせ先

高齢者保険事業室 048-259-7653

第一本庁舎2階

介護保険

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	高額介護サービス費等の振込先口座の変更	お亡くなりになられた方が介護保険サービスを利用して高額介護サービス費等の該当（予定）になっている場合、振込先口座を相続人代表となる方に変更する手続きが必要です。	相続人代表となる方の本人確認資料 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	窓口 または 郵送	速やかに
☐	☐	・被保険者証等の返納 ・送付先変更	お亡くなりになられた方の被保険者証を返納する手続きが必要です。 また、ご希望があれば書類の送付先を相続人等に変更することができます。	・被保険者証等の返納 - 亡くなられた方の被保険者証 ・送付先変更 届出人の本人確認資料 被保険者の本人確認資料	窓口 または 郵送	特になし

お問い合わせ先

介護保険課 048-259-7296

第一本庁舎2階

障害福祉						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	障害者手帳の返還	お亡くなりになられた方が障害者手帳をお持ちの場合、障害者手帳を返還する手続きが必要です。	受けているサービスによって異なるので、担当課にお問い合わせください。	窓口のみ	速やかに

お問い合わせ先

障害福祉課 048-259-7678

第一本庁舎 2 階

高齢者自立支援						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	・重度要介護高齢者福祉手当変更（辞退）届 ・手当の振込先口座の変更	重度要介護高齢者福祉手当の受給者様がお亡くなりになられた場合、振込先口座の変更の手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	・手当の振込先口座の変更 相続人等代表となる方の振込先口座がわかるもの	窓口 郵送 オンライン	速やかに
☐	☐	・高齢者自立支援（福祉機器の貸与、ホームヘルパー派遣） ・福祉電話の貸与 ・配食サービス ・寝具乾燥消毒 ・緊急通報システム ・ねたきり高齢者等紙おむつ支給	左記のサービスをご利用の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口	速やかに

お問い合わせ先

長寿支援課 第一本庁舎 2 階

重度要介護高齢者福祉手当について 048-259-7651

上記以外について 048-259-7652

市営住宅

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	・市営住宅の退去 ・市営住宅の入居承継 ・市営住宅同居人の異動	市営住宅の名義人又は名義人以外の入居者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		郵送・窓口	速やかに

お問い合わせ先

川口市営住宅入居サービスセンター

(開庁時間 平日8時30分～17時15分)

住宅政策課 048-242-6325

鳩ヶ谷庁舎 1 階 048-729-5967

鳩ヶ谷庁舎 4 階

税金（固定資産税）

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	現所有者に係る申告 代表者変更届出	相続による所有者移転の手続きが完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取っていたための届出、また、共有名義の代表者がお亡くなりになられた場合、代表者の変更をする届出がそれぞれ必要です。	現所有者に係る申告書 代表者変更届出書	窓口 郵送	速やかに
☐	☐	家屋所有権移転手続き（未登記物件）	お亡くなりになられた方が所有していた未登記物件家屋の所有権移転の手続きが必要です。 （法定相続人が対象）	家屋補充課税台帳変更申請書 遺産分割協議書 （遺産分割協議書が無い場合） 理由書 被相続人の戸籍謄本	窓口 郵送	速やかに
☐	☐	納税管理人の解任または変更	所有者がご存命で、納税管理人がお亡くなりになられた場合の手続きが必要です。	納税管理人解任届出書 または 納税管理人申告書	窓口 郵送 電子申告	速やかに

お問い合わせ先

固定資産税課 第一本庁舎 4 階

代表者変更届出書について

家屋所有権移転手続き（未登記物件）について

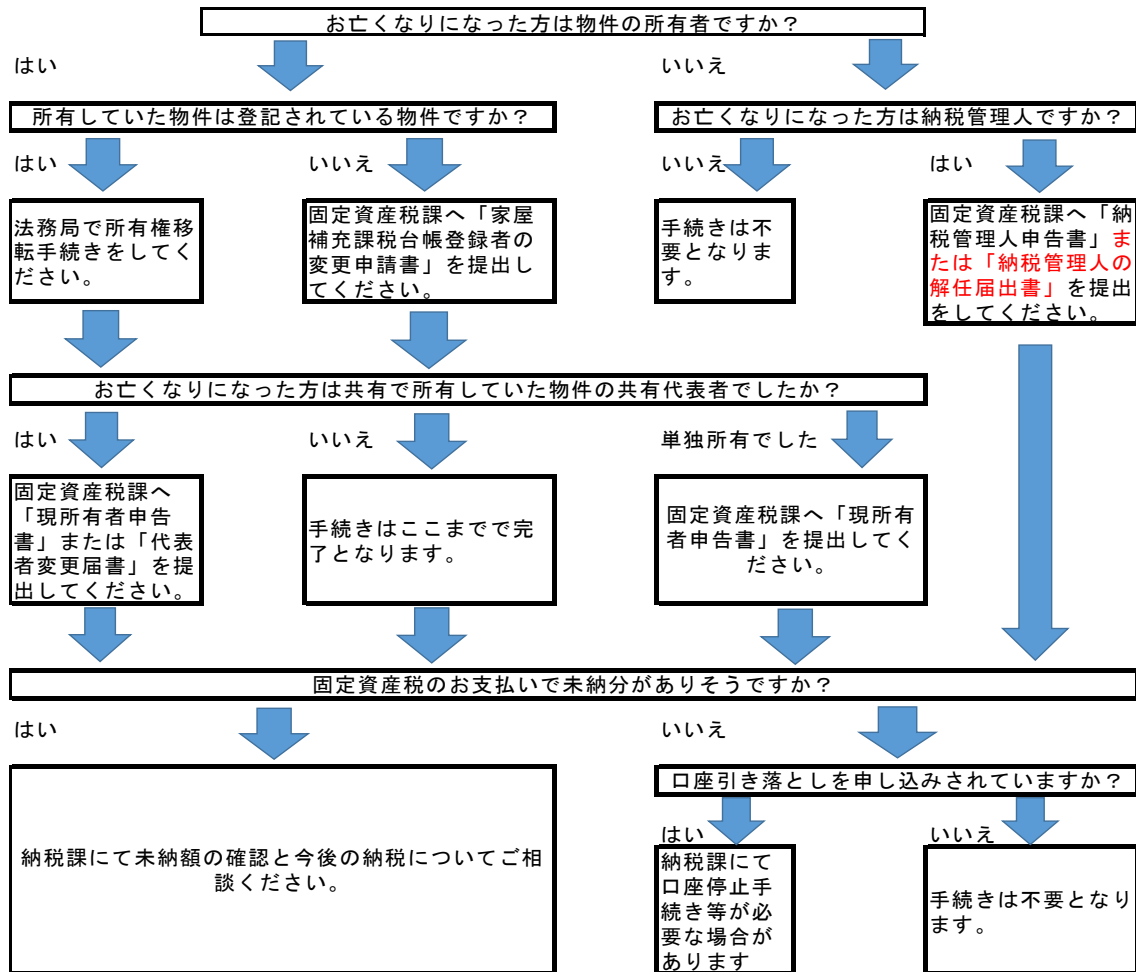
現所有者に係る申告（相続人代表）について

納税管理人解任届出書について

048-259-7640

固定資産税のお問い合わせに関するフローチャート

お亡くなりになられたかたの固定資産税につきまして、下記のフローチャートをご参考いただき、必要なお手続きをお願い致します。



- * 相続放棄をされる方は家庭裁判所で別途手続きが必要になります。
 相続放棄をされた場合は裁判所で発行される「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出してください。
 相続放棄に必要な提出書類に関しては川口市を管轄するさいたま家庭裁判所へお問い合わせください。
- * 登記されている物件の所有権移転手続きに必要な提出書類につきましては、川口市を管轄するさいたま地方務局 川口出張所へお問い合わせください。

《固定資産税課 お問い合わせ先》

家屋に関すること・・・ 固定資産税課 家屋第1係 第2係 (048-259-7640・7246)
 土地に関すること・・・ 固定資産税課 土地第1係 第2係 (048-259-7639・7638)

税金（個人市県民税）

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	相続人代表者指定届	当市に個人市県民税の納税義務のある方がお亡くなりになられた場合、その関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口のみ	相続人代表者が決まり次第、速やかに

お問い合わせ先

市民税課 第一本庁舎4階

相続人代表者指定届（市民税）について

048-259-7634・7635・7636

税金（納税全般）

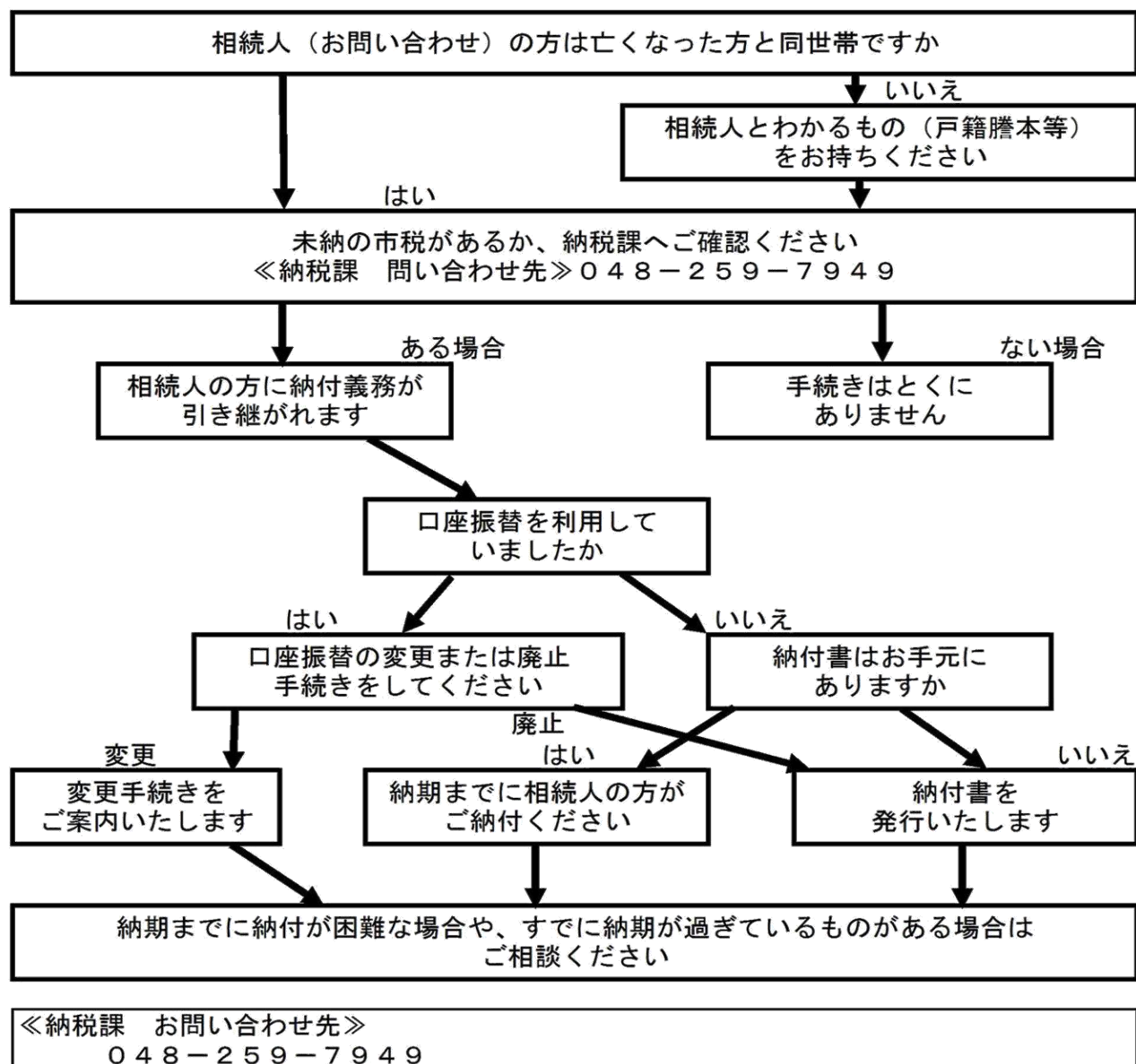
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	未納市税の確認	お亡くなりになられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要ですので、「未納市税のお問い合わせに関するフローチャート」を参照いただき担当までお問い合わせください。		下記参照	速やかに

お問い合わせ先

納税課 048-259-7949

第一本庁舎3階

未納市税のお問い合わせに関するフローチャート



子ども					
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法
要	済				
☐	☐	①児童手当 ②児童扶養手当 ③子ども医療 ④ひとり親家庭等医療費	左記の対象の子ども及び受給者（保護者）の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	①・③ 窓口・郵送 ②・④ 窓口	速やかに

お問い合わせ先

子育て支援課 第二庁舎 4 階

児童手当、子ども医療費について 048-258-1113

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費について 048-258-1114

子ども					
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法
要	済				
☐	☐	・教育、保育給付認定 ・施設等利用給付認定	お亡くなりになられた方が認定対象子どもと同一世帯である場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	詳細はお問い合わせください	速やかに

お問い合わせ先

保育幼稚園課内 幼児教育無償化事務センター 048-259-9043

第二庁舎 3 階

子ども					
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法
要	済				
☐	☐	奨学資金貸付制度に係る返還免除手続き	川口市奨学資金貸付制度を利用された奨学生の方がお亡くなりになられた場合、返還を免除することができます。各種指定の様式による手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。	郵送	速やかに

お問い合わせ先

教育委員会庶務課 048-271-9476

分庁舎（教育庁舎）3 階

水道						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	・水道使用の中止 ・水道利用者の変更	水道使用者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。詳しくは上下水道局お客様センターまでお問い合わせください。		使用の中止：窓口・電話・電子申請で受付 利用者の変更：窓口・電話で受付	速やかに
☐	☐	給水装置所有者の名義変更	給水装置の所有者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 また、その給水装置を廃止（撤去）する場合には追加で手続きが必要になります。		持参	速やかに
☐	☐	給水装置の廃止	詳しくは上水道維持課審査係までお問い合わせください。			速やかに

お問い合わせ先

上下水道局お客様センター

（平日8時30分～19時 土曜9時～17時）

048-250-3871

上下水道局 料金課 048-258-4132

- ・水道使用の中止
- ・水道利用者の変更

上下水道局 上水道維持課
審査係
048-258-4132

- ・給水装置所有者の名義変更
- ・給水装置の廃止

浄化槽						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	浄化槽管理者の変更	浄化槽管理者がお亡くなりになられた場合、浄化槽管理者を変更する手続きが必要です。	浄化槽管理者変更報告書	窓口または郵送により提出	変更の日から30日以内
☐	☐	浄化槽の使用休止	浄化槽が設置された家屋等を当面の間使用しない場合、浄化槽の使用を休止する手続きが必要です。	浄化槽使用休止届出書	窓口または郵送により提出	速やかに

お問い合わせ先

環境保全課 048-228-5389

朝日環境センター・リサイクルプラザ棟4階

農地						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	農地相続の届出 （農地法第3条の3の規定による届出）	相続により、農地の権利を取得した場合の届出が必要です。	届出書2通 相続登記済の全部事項証明書等、相続したことが確認できる書類	窓口 郵送	農地の権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

お問い合わせ先

農業委員会事務局 第一本庁舎5階 048-258-7922

緑地						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	保存樹木、保全緑地所有者の変更	お亡くなりになられた方が保存樹木・保全緑地の所有者であった場合、新しい所有者を誰にするかの手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口のみ	速やかに
☐	☐	生産緑地買取申出書の提出 (行為制限の解除)	お亡くなりになられた方が生産緑地の所有者であり、生産緑地の継続をしない場合、市へ買取申出書の提出が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口のみ	相続発生からおおむね1年以内

お問い合わせ先

みどり課 048-242-5721

鳩ヶ谷庁舎3階

区画整理						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	保留地名義変更	施行中の区画整理地内において、保留地の所有者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口	速やかに

お問い合わせ先

区画整理組合推進室 048-294-2774

西部土地区画整理事務所 048-266-6600 北部土地区画整理事務所 048-295-1009

東部土地区画整理事務所 048-284-0100 里土地区画整理事務所 048-286-2888

原動機付自転車						
チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	原動機付自転車の名義変更・廃車等の手続き	所有者が亡くなられた場合の手続きがあります。また、市外の方に名義変更される場合は新しい所有者がお住いの自治体での手続きも必要です。	〈廃車の場合〉 川口市のナンバープレート 標識交付証明書 届出人の本人確認資料 〈名義変更の場合〉 標識交付証明書 譲渡証明書 届出人の本人確認資料 川口市のナンバープレート (ナンバープレートを変更する場合)	原則窓口 ※郵送でのお手続きの場合は個別にお問い合わせください。	速やかに

お問い合わせ先

市民税課 第一本庁舎4階

原動機付自転車の名義変更・廃車等の手続きについて 048-259-7633

飼い犬

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	犬の登録事項等変更届	市に登録している犬の飼い主の方がお亡くなりになられた場合、新しい飼い主を誰にするかの届出が必要です。	犬の登録年度 登録番号	窓口 オンライン	お亡くなり の日から3 0日以内

お問い合わせ先

保健所生活衛生課 048-229-3979
鳩ヶ谷庁舎4階

文化財

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	指定文化財の所有者（保持者）変更	お亡くなりになられた方が指定文化財の所有者（保持者）であった場合、所有者（保持者）を変更する又は保持者死亡の手続き。各種指定の様式による手続きが必要となるため、担当までご連絡ください。		窓口 郵送 メール	速やかに

お問い合わせ先

文化財課 048-222-1061

図書館

チェック欄		主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	手続き方法	期限等
要	済					
☐	☐	図書館利用カード返却	お亡くなりになられた方の図書館利用カードの返却の手続きが必要です。 川口市内の図書館に利用カードをお持ちください。	お亡くなりになられた方の図書館利用カード	窓口のみ	期限なし

お問い合わせ先

川口市立中央図書館 048-227-7611
キュポ・ラ本館5階・6階

第一本庁舎周辺地図

第一本庁舎駐輪・駐車場案内図



その他の施設

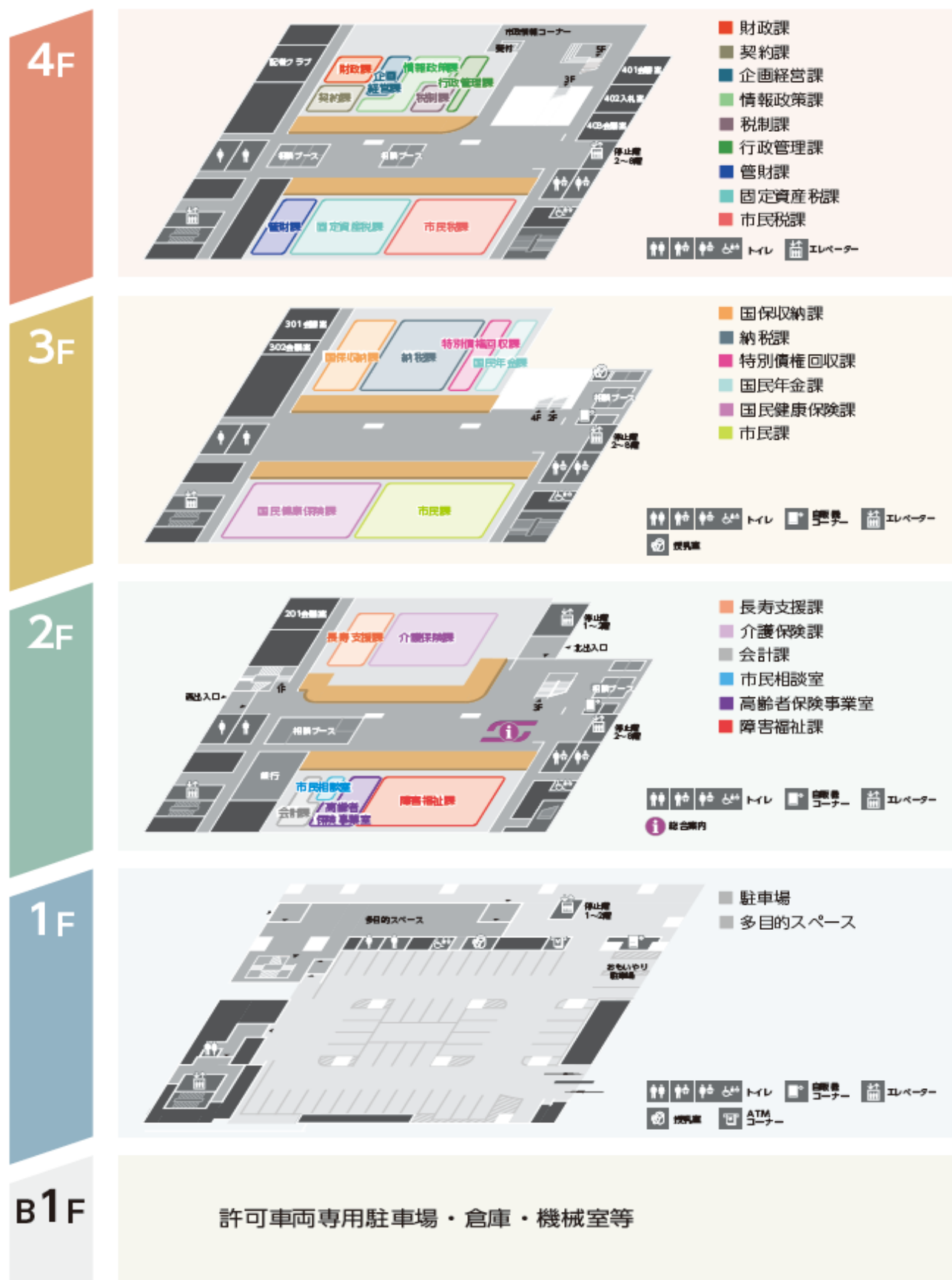
川口市のホームページからお調べいただけます。

「川口市 施設案内」で検索、または、下記二次元コードからアクセスしてください。

※通信費・パケット代は利用者のご負担となります。



第一本庁舎各フロア



令和5年4月1日現在

9F

書庫・機械室

8F



- 第1～4委員会室
- 議会公室
- 傍聴席
- 801会議室

トイレ エレベーター

7F



- 議場
- 議長室
- 議長応接室
- 副議長室
- 議員控室
- 議会事務局
- 議会図書室
- 701会議室

トイレ エレベーター

6F



- 職員課
- 総務課
- 施設マネジメント推進室
- 新拠点施設推進室
- 政策審議室
- 広報課
- 秘書課
- 市長室
- 副市長室
- 市長公室
- 601大会議室
- 602～605会議室

トイレ エレベーター

5F



- 危機管理課
- 防犯対策室
- 新庁舎建設課
- 監査委員事務局
- 選挙管理委員会事務局
- 農業委員会事務局
- 農政課
- 産業振興課
- SKIPシティ整備室
- 経営支援課
- 産業労働政策課

トイレ エレベーター

市役所以外で行う主な手続き

市役所以外の手続きについては、直接お問い合わせください。

要	済	手続き内容	お問い合わせ先
☐	☐	電気・ガス・インターネットなどの名義変更・解約	各契約会社
☐	☐	携帯電話・固定電話の契約承継・解約	各契約会社
☐	☐	N H K 受信料の名義変更・解約	N H K フリーダイヤル窓口 0120-15-1515
☐	☐	クレジットカードの解約	各契約会社
☐	☐	生命保険などの請求	ご加入の生命保険会社など
☐	☐	簡易保険の請求	かんぽコールセンター 0120-55-2950
☐	☐	不動産登記・相続関係	さいたま地方法務局川口出張所 048-255-4844
☐	☐	株式・投資信託などの名義変更	会社・信託銀行・証券会社など
☐	☐	普通自動車・二輪軽自動車（125 c c 超250 c c 以下）・二輪 小型自動車（250 c c 超）の名義変更・廃車	埼玉運輸支局 050-5540-2026
☐	☐	三輪・四輪の軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会埼玉事務所 050-3816-3110
☐	☐	運転免許証の返納	川口警察署 048-253-0110 武南警察署 048-286-0110
☐	☐	預貯金口座などの凍結解除	各金融機関
☐	☐	国税（所得税）関係の相続・申告	川口税務署 048-252-5141 西川口税務署 048-253-4061
☐	☐	遺言書の検認・相続放棄申立	さいたま家庭裁判所 048-863-4111
☐	☐	外国籍の方（在留カード等の返納）	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 048-851-9671